五　法第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

１　（略）

２　土砂災害警戒情報の発表等

土砂災害警戒情報の発表は、都道府県知事が住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量が、気象庁が提供するおおむね二時間先の予測降雨量を加味して決まる危険降雨量に達したときに行うことを基本とする。また、土砂災害警戒情報の発表の可能性が高いときには、早い段階から、その旨を気象庁が発表することを踏まえ、都道府県は市町村に対して事前に警戒を呼びかけるよう取り組むものとする。

また、土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量が、予測降雨量を加味した危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行うことを基本とする。

これらの土砂災害警戒情報の発表・解除は、都道府県が気象台と連携して共同で行うものとする。このとき土砂災害警戒情報の発表・解除は、気象業務法第十三条第一項に基づく土砂崩れに関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて行うものとする。

土砂災害に関する防災気象情報は、土砂災害警戒情報のほか気象業務法第十三条第一項に基づく予報及び警報として「レベル２土砂災害注意報」、「レベル３土砂災害警報」及び「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて、同法第十三条の二第一項に基づく特別警報として「レベル５土砂災害特別警報」の名称を用いて危険度に応じて段階的に発表されるものであり、いずれも危険降雨量を踏まえて系統的に定められる基準により発表されるものである。

また、土砂災害警戒情報の発表単位については、市町村単位を基本とする。ただし、市町村長が避難指示を発令する上で、対象地域を的確に判断できるよう、この発表単位の細分化について、地域の防災活動や過去の土砂災害の実態など地域の実情に応じて検討していく必要がある。その際、例えば、旧市町村単位を参酌するなど、情報の受け手側のわかりやすさにも留意して検討を行う必要がある。

３　土砂災害警戒情報の通知及び周知

都道府県知事は、関係する市町村長に対し、土砂災害警戒情報を確実に通知する。その際、土砂災害警戒情報は、気象業務法第十三条第一項に基づく土砂崩れに関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知するものとする。

また、都道府県知事は、多様な情報伝達手段の活用等により、土砂災害警戒情報の一般への周知の措置を講ずる。土砂災害警戒情報の周知に際しては、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて行うものとする。

なお、土砂災害警戒情報を解除した場合も、土砂災害警戒情報を発表する場合と同様に、解除した旨について関係する市町村長への通知及び一般への周知の措置に努めるものとする。

五　法第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

１　（略）

２　土砂災害警戒情報の発表等

土砂災害警戒情報の発表は、都道府県知事が住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね二時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行うことを基本とする。また、土砂災害警戒情報の発表の可能性が高いときには、早い段階から、その旨を気象庁が発表することを踏まえ、都道府県は市町村に対して事前に警戒を呼びかけるよう取り組むものとする。

また、土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行うことを基本とする。

これらの土砂災害警戒情報の発表・解除は、都道府県が気象台と連携して共同で行うものとする。

また、土砂災害警戒情報の発表単位については、市町村単位が基本となっているが、市町村長が避難指示を発令する上で、対象地域を的確に判断できるよう、土砂災害警戒情報の発表単位の細分化についても、地域の実情に応じて検討していく必要がある。その際、例えば、旧市町村単位とするなど、情報の受け手側のわかりやすさにも留意して検討を行う必要がある。

３　土砂災害警戒情報の通知及び周知

都道府県知事は、関係する市町村長に対し、電子メール、ファックス又は電話等により、土砂災害警戒情報を通知するものとする。その場合、あらかじめ担当者を明確にした連絡体制を整備するとともに、着信確認を行うなど、確実に通知するものとする。

また、土砂災害警戒情報の一般への周知の措置については、気象庁と連携し、テレビ、ラジオ、インターネットの活用等により行うものとし、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用による多様なメディアへの一斉同報や都道府県又は市町村から住民等へ直接情報を配信するプッシュ型の情報発信についても引き続き取り組みを進めていく。また、市町村を通じて住民等に対して的確に周知がなされるよう、あらかじめ市町村から住民等への周知の方法を確認するなど、情報伝達体制の確立に努めるものとする。

なお、土砂災害警戒情報を解除した場合も、解除した旨について関係する市町村長への通知及び一般への周知の措置に努めるものとする。